

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の良好な景観を保全し、及び市民の安全かつ安心な暮らしを確保するため、自発的に空家の除却を行おうとする者に対して、当該除却に要する費用の一部について、予算の範囲内において空家除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に現に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）をいう。ただし、国若しくは地方公共団体が所有し、又は管理するもの、公会堂及び集会所を除く。
- (2) 市内施工業者 空家に係る除却の工事を施工する事業者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たす市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人をいう。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項本文の許可を受けていること。
 - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けていること。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる工事のうち、空家を除却する上で必要な工事として市長が認めるものとする。

- (1) 主たる建物の躯体、屋根ふき材等、内外装材及び建築設備の解体撤去工事及び処分に係る工事
- (2) 主たる建物の基礎、くい、排水管、ます、電線管、給水管等の地下埋設物の解体撤去工事及び処分に係る工事
- (3) 車庫、カーポート、物置、土間コンクリート、塀、門扉、門柱、植栽、庭石等の主たる建物に附属する工作物の解体撤去工事及び処分に係る工事
- (4) 前3号に規定する解体撤去工事後の埋戻し及び整地（舗装を除く。）
- (5) 第1号から第3号までに規定する解体撤去工事に必要な仮設工事
- (6) 空家に残存する家具等の物品の処分
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 補助事業は、市内施工業者に施工させなければならない。

3 補助事業は、一の空家の全てを除却するものでなければならない。

4 補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着工し、当該補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助対象空家)

第4条 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 個人が所有する空家であること。
- (2) 第7条の規定により申請する日において現に空家であること。
- (3) 戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅を含む。）であること。
- (4) 国又は地方公共団体からこの告示に基づく補助の目的と同様の補助を受けていない空家であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。
- (6) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていない空家であること。
- (7) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場経営等を業とするものが当該業のために除却を行うものでないこと。
- (8) 安中市空家等バンク設置運営要綱（平成29年安中市告示第81号）に基づく空家等バンクを利用して取得した空家にあつては、取得から5年以上経過した空家であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所有者（補助対象空家の登記事項証明書に所有権を有する者として登録されている者をいう。以下同じ。）。ただし、補助対象空家が未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳に所有者として記録されている者を所有者とする。
- (2) 所有者の相続人
- (3) 公的機関が発行する書類により、不在者財産管理人（民法（明治29年法律第89号）第27条第1項前段に規定する管理人をいう。）、成年後見人等の補助対象空家を処分する権限を有する者
- (4) その他市長が補助対象と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象空家が存する敷地（以下「敷地」という。）を所有する者（所有者を除く。）又は敷地の相続人（所有者の相続人を除く。）が補助金の交付を申請する場合
- (2) 補助対象空家が複数人の共有である場合において、次のア又はイに該当する場合
ア 補助対象空家の除却について所有者全員の同意を得ていない場合
イ 既に他の所有者による補助金の交付決定を受けている場合

- (3) 所有者の相続人が複数である場合において、当該補助対象空家の除却について相続人全員の同意を得ていない場合。ただし、やむを得ない事情により相続人全員の同意を得ることができない場合は、この限りではない。
- (4) 補助対象者が、同一年度において既にこの告示に基づく補助金の交付決定を受けている場合
- (5) 本市が賦課する税（以下「市税」という。）の滞納がある場合
- (6) 補助対象者又は当該補助対象者の世帯員が安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等である場合
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。
この場合において、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助事業に要する費用は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
（交付申請）

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、空家除却費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票（申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、市内に住所を有する申請者に対しては、提出を求めないものとする。
- (2) 補助対象空家及び敷地の登記事項証明書（申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、補助対象空家が未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写しをもってこれに代えるものとする。
- (3) 所有者の相続人であることを証する書類（所有者の相続人が補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 同意書（様式第3号）（第5条第2項第2号ア又は同項第3号に規定する同意が必要な場合に限る。）
- (6) 補助対象空家の付近見取図（様式第4号）
- (7) 補助事業に係る費用の見積書
- (8) 着工前の現場写真（様式第5号）
- (9) 委任状（様式第6号）（次条の規定により事務の手續を第三者に委任する場合に限る。）
- (10) 確約書（様式第6号の2）（第5条第2項第3号の同意を得ることができない場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（事務手續の委任）

第8条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手續を第三者に委任することができる。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、その結果について、空家除却費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更又は中止の承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、空家除却費補助事業変更（中止）申請書（様式第8号）に変更又は中止の内容が分かる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業の内容の変更により補助事業に係る費用の増額があつたとしても、補助金額の増額は、認めないものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、適当と認めるときは、空家除却費補助事業変更（中止）承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、空家除却費補助事業完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る費用の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 補助事業の完了後の現場写真（様式第11号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

(補助金の交付額の決定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を空家除却費補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、空家除却費補助金請求書（様式第13号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 市長の承認を得ずに補助事業の内容を変更し、又は中止したとき。

(4) 第11条第1項の実績報告書を同条第2項に規定する提出期限までに提出しないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、空家除却費補助金取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（報告の徴収）

第16条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、補助事業者又は当該補助事業の工事を請け負った市内施工業者に対し、当該実施状況等に関し報告させることができる。

（書類の保存）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を補助金の交付決定があった日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。